令和８年第３回安城市議会定例会

議　案　書

（令和８年８月２７日提出分）

目　　次

議　案　番　号	件　　名	頁
認 定 第 1 号	令和７年度安城市一般会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 2 号	令和７年度安城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 3 号	令和７年度安城市土地取得特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 4 号	令和７年度安城市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 5 号	令和７年度安城市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 6 号	令和７年度安城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 7 号	令和７年度安城市水道事業会計決算について	別冊
認 定 第 8 号	令和７年度安城市下水道事業会計決算について	別冊
第５９号議案	安城市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
第６０号議案	安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
第６１号議案	安城市水道事業の設置等に関する条例及び安城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
第６２号議案	安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び安城市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
第６３号議案	令和８年度安城市一般会計補正予算（第１号）について	別冊

第６４号議案	令和８年度安城市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について	別冊
第６５号議案	令和８年度安城市水道事業会計補正予算（第１号）について	別冊
第６６号議案	令和８年度安城市下水道事業会計補正予算（第１号）について	別冊
第６７号議案	令和７年度安城市水道事業剰余金の処分について	９
報告第１２号	専決処分について（施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	１１
報告第１３号	継続費の精算について（一般会計）	１５
報告第１４号	継続費の精算について（水道事業会計）	１９

第５９号議案

安城市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年８月２７日提出

安城市長　三　星　元　人

安城市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

安城市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成５年安城市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同条第１号中「第１９条第１項第１号へ」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

第４条中「前条の」を「前条第１項の規定による」に、「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に、「審査したのち」を「審査し」に改める。

第７条第２項中「前項の」を「前項の規定による」に、「のち」を「後」に改める。

第８条第２項中「に規定する」を「の」に改める。

第１１条第３項中「の申請」を「の規定による申請」に、「審査したのち」を「審査し」に改める。

第１２条第１項中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改め、同条第２項を削る。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、地方自治法施行規則の改正に伴い、必要があるため。

第６０号議案

安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年８月２７日提出

安城市長　三　星　元　人

安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例（平成１０年安城市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

別表火葬場の項中「５０，０００円」を「７０，０００円」に、「３０，０００円」を「４０，０００円」に、「１５，０００円」を「２０，０００円」に、「３，３００円」を「４，５００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に安城市総合斎苑の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に安城市総合斎苑の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、市外の死亡者等の火葬に係る火葬場の使用料を改定する上で、必要があるため。

第６１号議案

安城市水道事業の設置等に関する条例及び安城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年８月２７日提出

安城市長　三　星　元　人

安城市水道事業の設置等に関する条例及び安城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

（１）安城市水道事業の設置等に関する条例（昭和４２年条例第６号）第５条

（２）安城市下水道事業の設置等に関する条例（平成３０年安城市条例第５８号）第５条

附　則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、地方自治法の改正に伴い、必要があるため。

第６２号議案

安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び安城市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年８月２７日提出

安城市長　三　星　元　人

安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び安城市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正）

第１条　安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（昭和４７年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第７条中「第３項」を「第４項」に改める。

第８条中「第６条の２第５項」を「第６条の２第７項」に改める。

（安城市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条　安城市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成１０年安城市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「第６条の２第５項」を「第６条の２第７項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、必要があるため。

第６７号議案

令和７年度安城市水道事業剰余金の処分について

令和７年度安城市水道事業未処分利益剰余金７６９，４２６，９５０円のうち、５７，４５１，０３５円を減債積立金に、１００，０００，０００円を建設改良積立金に積み立て、１５６，３５７，３６０円を組入資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和８年８月２７日提出

安城市長　三　星　元　人

－提案理由－

この案を提出したのは、地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、必要があるため。

報告第１２号

専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年８月２７日提出

安城市長　三　星　元　人

施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

施設管理に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

１　令和８年３月５日発生の事故

（１）損害賠償額　　金４４，２１１円

（２）事 故 内 容

ア　発生時刻　　午前９時３０分頃

イ　発生場所　　安城市篠目町地内

ウ　経　　過　　上記地内の市道において、相手方車両が丁字路を左折しようとしたところ、破損して車道部にせり出したガードパイプに接触したもの

（３）相手方の損害の程度　左後部のドアの損傷

（４）過 失 割 合　　安城市１０パーセント　相手方９０パーセント

令和８年７月１日専決

安城市長　三　星　元　人

２　令和８年５月７日発生の事故

（１）損害賠償額　　金４０，９００円

（２）事 故 内 容

ア　発生時刻　　午前７時４５分頃

イ　発生場所　　安城市美園町地内

ウ　経　　過　　上記地内の市道において、走行中の相手方車両が、道路のくぼみにはまったもの

（３）相手方の損害の程度　左の後輪の損傷

（４）過 失 割 合　　安城市１００パーセント　相手方０パーセント

令和８年７月１０日専決

安城市長　三　星　元　人

報告第１３号

継続費の精算について

令和７年度安城市の一般会計の継続費については、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４５条第２項の規定に基づき、別表令和７年度安城市継続費精算報告書のとおり報告する。

令和８年８月２７日提出

安城市長　三　星　元　人

別表

令和７年度　安城市

款	項	事業名	年度	全体計画					支出済額
				年割額	左の財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他		
50 教育費	30 保健体育費	中部調理場空調設備改修事業	令和6年度	円 44,800,000	円 0	円 0	円 0	円 44,800,000	円 0
			令和7年度	47,340,000	0	0	0	47,340,000	92,139,300
			計	92,140,000	0	0	0	92,140,000	92,139,300

継続費精算報告書

実績				比較				
左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	0	0	0	44,800,000	0	0	0	44,800,000
0	0	0	92,139,300	△ 44,799,300	0	0	0	△ 44,799,300
0	0	0	92,139,300	700	0	0	0	700

報告第１４号

継続費の精算について

令和７年度安城市の水道事業会計の継続費については、地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第１８条の２第２項の規定に基づき、別表令和７年度安城市水道事業会計継続費精算報告書のとおり報告する。

令和８年８月２７日提出

安城市長　三　星　元　人

別表

令和７年度　安城市

款	項	事業名	年度	全体計画					
				年割額	左の財源内訳				支払義務発生額
					企業債	国県支出金	一般会計出資金	損益勘定留保資金	
				円	円	円	円	円	円
4 資本的支出	10 建設改良費	北部浄水場第18、19取水井導水管等整備事業	令和6年度	49,800,000	0	0	0	49,800,000	0
			令和7年度	74,500,000	0	0	0	74,500,000	112,473,900
			計	124,300,000	0	0	0	124,300,000	112,473,900

水道事業会計継続費精算報告書

実績				比較				
左の財源内訳				年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳			
企業債	国県支出金	一般会計出資金	損益勘定留保資金		企業債	国県支出金	一般会計出資金	損益勘定留保資金
円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	0	0	0	49,800,000	0	0	0	49,800,000
0	0	0	112,473,900	△ 37,973,900	0	0	0	△ 37,973,900
0	0	0	112,473,900	11,826,100	0	0	0	11,826,100